

「目黒区手話言語条例（仮称）骨子案」

について区民の皆さまのご意見を募集します

目黒区では、手話は言語であるとの認識の下、基本理念や区の責務、施策の推進等を定め、障害の有無によって分け隔てられることなく、全ての区民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現を目指し、条例制定に向けた取組を進めています。この度、「目黒区手話言語条例（仮称）骨子案」をとりまとめましたので、ご意見をお寄せください。

目黒区公式ウェブサイトでは、手話による説明動画等を掲載しています。

【提出要領】

- 個人、団体を問いません。
- 書式（裏面参考様式）は問いませんが、次の事項をご記入ください。
 - ①区内在住の方は住所、氏名
 - ②在学・在勤の方は氏名、学校又は事業所の名称と所在地
 - ③区内で事業活動等を行う方（団体）は氏名、事業所等の名称・所在地、代表者氏名（団体の場合のみ）
- いただいたご意見に、個別には回答しませんが、要旨をまとめて公表します。（原文、住所、氏名等は公表しません。）

目黒区公式
ウェブサイト




二次元バーコード
スマートフォン等で
読み取ってください。

1 ご意見の募集期間

令和6年10月15日（火）から令和6年11月14日（木）まで（必着）

2 ご意見の提出方法

下記（1）から（7）のいずれかで、障害者支援課身体障害者相談係へご提出ください。

- （1）郵送 〒153-8573 目黒区役所 障害者支援課身体障害者相談係 ※番地を書く必要はありません
- （2）持参 目黒区総合庁舎本館2階 障害者支援課身体障害者相談係
- （3）ファックス 03-3715-4424
- （4）専用アドレス shoshien02@city.meguro.tokyo.jp
- （5）フォームメール 目黒区公式ウェブサイトまたは、右の二次元バーコードから 
- （6）手話によるご意見は、障害者支援課身体障害者相談係にて、手話通訳相談員が受付します。
- （7）手話動画によるご意見は、（4）専用アドレスに動画を添付し、メールで提出してください。



3 お問い合わせ先

目黒区健康福祉部障害者支援課身体障害者相談係 パブリックコメント担当

住所 〒153-8573 目黒区上目黒二丁目19番15号

電話 03-5722-9108 FAX 03-3715-4424 メール shoshien02@city.meguro.tokyo.jp

◆「目黒区手話言語条例（仮称）骨子案」は、次の場所でご覧いただけます。

目黒区総合庁舎本館2階障害者支援課、地区サービス事務所（東部地区除く）、住区センター
区立図書館、目黒区公式ウェブサイト

◆意見募集について目黒区公式ウェブサイト、めぐろ区報(10月15日号)でもお知らせしています。

意見提出用紙

案件名	目黒区手話言語条例（仮称）骨子案への意見
意見 記入欄	

（１）次のうち、該当するものに○をつけてください。

1 区内在住の方	2 区内在学・在勤の方	3 区内で事業活動その他の活動を行う方
----------	-------------	---------------------

（２）次の欄に必要事項を記入してください。

- ・ 1に該当する場合…住所、氏名
- ・ 2に該当する場合…学校又は事務所・事業所の所属先と所在地、氏名
- ・ 3に該当する個人の場合…事務所・事業所等の所属先と所在地、氏名
- ・ 3に該当する法人・団体の場合…法人・団体の名称、所在地、代表者氏名

住所（所属先・所在地）	
氏名	
法人名(団体名)・代表者氏名	